

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の一部を改正する省令案について（意見募集）

平成28年3月31日
法 務 省

『日本再興戦略』改訂2015」を踏まえ、外国人スキーインストラクターに係る上陸許可基準を見直すとともに、平成22年5月に実施された行政刷新会議ワーキンググループにおける指摘等を踏まえ、日本語教育機関の告示の在り方の見直すこととしたため、「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の一部を改正する省令案」等を作成しました。

つきましては、本件について、下記のとおり広く国民の皆様から御意見を募集いたします。

意見公募要領

1 意見公募期間

平成28年3月31日（木）～平成28年4月29日（金）18時15分（必着）

2 意見の提出方法

御意見は理由を付して、次に掲げるいずれかの方法により提出してください（様式は自由）。電話による御意見は受け付けておりませんので御了承ください。

○ 郵送の場合

〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1

法務省入国管理局参事官室 宛て

※ 封筒に赤字で「パブリックコメント（上陸基準省令等の改正について）」と記載してください。

○ 電子メールの場合

電子メールアドレス：nyukan73@moj.go.jp

添付ファイルやURLへの直接リンクによる御意見は受理しかねますので、必ず本文にテキスト形式で記載してください。

※ 件名を「パブリックコメント（上陸基準省令等の改正について）」としてください。

○ ファクシミリの場合

ファクシミリ番号 03(3592)7835

法務省入国管理局参事官室 宛て

※ 冒頭に件名として「パブリックコメント(上陸基準省令等の改正について)」と記載してください。また、誤送信が生じないよう御留意ください。

- 電子政府の総合窓口（e-Gov）を利用する場合
意見提出フォームに必要事項を記載し、提出してください。

3 意見の提出上の注意

- 提出していただく御意見は日本語に限ります。また、個人の場合は、氏名・住所等の連絡先を、法人の場合は、法人名・所在地を記載してください（御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。）。
- お寄せいただいた御意見について個別の回答はいたしかねます。
- また、御意見の概要は原則公表させていただき、その際、氏名（法人名）についても併せて公表させていただくことがありますので、あらかじめ御了承願います。
なお、御意見の概要の公表に際して匿名を希望される方は、その旨を書き添えてください。